



【事故発生状況報告】

4月から現在までに以下の2件の事故が発生しました。これから蜂刺されや熱中症などの事故も増える時期です。今一度作業現場の確認や、安全防護具の着用及び体調管理を徹底し、安全就業へのご協力をお願いいたします。就業中はもちろんのこと、就業途上の事故にも注意が必要です。余裕を持った行動を心がけましょう。

令和3年6月17日現在

No.	事故発生日	事故区分	事故のあらまし
1	4月 8日（金）	傷害事故 （就業中）	壁にはしごを掛けて剪定作業をしていたところ、バランスを崩してはしごと地面に転倒した。
2	5月26日（水）	賠償事故 （就業中）	草刈機械を使用して空き地の除草作業をしていたところ、飛び石により近くに停車中の自動車の窓ガラスを破損した。

賠償責任事故の補償内容が変わります

これまで就業現場において、一緒に作業している会員の器物を紛失または破損した場合、「賠償責任事故」としてシルバー保険で対応をしていましたが、令和3年4月より、同じ現場で就業している会員への賠償責任事故については補償の対象外となります。発注者または第三者への賠償責任事故についてはこれまで通り補償の対象となりますので、万が一事故が発生した場合はすみやかに事務局までご連絡ください。

【補償の対象となる例・・・相手が発注者または第三者】

- はしごをぶつけて発注者宅のブロック塀を壊した
- 草刈作業中に飛び石により第三者の車の窓ガラスを破損した
- 発注者宅の玄関に置いてあった花瓶を割った
- 違う木を伐採した



【補償の対象とならない例・・・相手が就業現場の会員】

- 一緒に就業している会員の器物^(※)を紛失または破損した
(※草刈機、作業道具、自動車など会員が所有している物)



※特に草刈現場では、飛び石により会員の車のガラスが破損する事故が多発しています。今後は保険の対象外となるため、作業付近には車を停めないように気を付けてください。

※自家用車を運転中の事故や、腰痛等他覚症状のないもの、会員互助会活動中の事故はこれまで通り保険の対象外です。

※賠償責任事故は会員に免責が発生します。(負担額 1,000 円)